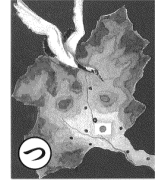




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和5年12月21日(木) 号外(第4号)

目次

	ページ
○群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則(障害政策課)	2
○群馬県浅間家畜育成牧場牧野管理規則の一部を改正する規則(畜産課)	2
○群馬県放牧場条例施行規則の一部を改正する規則(同)	2

■ 規 則

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第七十一号

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例施行規則（平成三十一年群馬県規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「受けた」を「受け、又は合理的配慮がされなかった」に、「行った」を「行い、又は合理的配慮をしなかった」に、「障害を理由とした不当な差別的取扱い」を「障害を理由とした不当な差別的取扱い又は合理的配慮がされなかった事案」に改める。

別記様式第二号（表面）中「行ったとされた」を「行い、又は合理的配慮をしなかったとされた」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県浅間家畜育成牧場牧野管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第七十二号

群馬県浅間家畜育成牧場牧野管理規則の一部を改正する規則

群馬県浅間家畜育成牧場牧野管理規則（昭和二十九年群馬県規則第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条中「かかげる」を「掲げる」に改め、同条第一号を次のように改める。
一 放牧頭数は、一日当たり八〇頭以内とする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

群馬県放牧場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年十二月二十一日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県規則第七十三号

群馬県放牧場条例施行規則の一部を改正する規則

群馬県放牧場条例施行規則（昭和五十年群馬県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条」を「第二条」に改める。
第三条中「第四条第三号」を「第三条第三号」に改める。
第五条第一項中「第六条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第二項中「第六条第二項」を「第四条第二項」に改める。
別記様式第一号中「~~第六号~~」を「~~第五号~~」に改める。

附 則

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県放牧場条例施行規則の規定により提出された申請書は、改正後の群馬県放牧場条例施行規則の規定により提出されたものとみなす。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
